

「一般ガス供給約款 2025 年 10 月 1 日実施」における
2025 年 10 月検針分から 2026 年 3 月検針分の
見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件

2025 年 10 月 1 日実施

北 陸 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	3

「一般ガス供給約款 2025年10月1日実施」における2025年10月検針分から2026年3月検針分の見附地区のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「一般ガス供給約款 2025年10月1日実施」（以下「一般ガス供給約款」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

見附地区（詳細は当社（導管部門）の託送供給約款をご参照ください）において、当社と一般ガス供給約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2025年10月1日から2026年3月31日までに支払義務が発生するものについては、
3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表

適用区分

料金表A:使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B:使用量が19立方メートルを超え、97立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C:使用量が97立方メートルを超え、340立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D:使用量が340立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	753.50 円
------------------	----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	176.85 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,159.40 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.32 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 6 4 4. 5 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 0. 3 2 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、一般ガス供給約款 1 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 9 1 1. 6 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 3. 6 6 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、一般ガス供給約款 1 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年10月1日から実施いたします。